

千葉市消費生活センター・計量検査所
複合施設整備事業
(千葉市版PFI事業)

条件規定書

平成12年7月21日

千葉市市民局生活文化部

目次

第 1	用語の定義	1
第 2	本件事業の概要	2
1	総則	2
2	土地使用	2
3	設計・建設	2
4	本件施設の賃貸借並びに維持及び管理	3
5	特定計量器定期検査業務の委託	3
第 3	土地使用	3
1	目的地	3
2	土地使用権の種類	3
3	期間	3
4	土地使用料	3
5	本件施設に関する建物買取特約	3
第 4	設計・建設	4
1	総則	4
2	建設に伴う各種調査	4
3	設計	5
4	建設	5
5	工期延長の際の処理	5
6	市による説明要求及び立会い	6
7	設計変更	6
8	第三者の使用	6
9	工事監理者	7
10	工事の中止	7
11	第三者に及ぼした損害	7
12	部分使用	7
13	検査及び完工・入居	8
14	履行保証	8
第 5	本件施設の賃貸借並びに維持及び管理	8
1	総則	8
2	本件施設の賃貸借	8
3	維持管理期間中の事業者の権利	9
4	報告	9
5	モニタリング	9

6	第三者に及ぼした損害.....	9
7	役務保証.....	10
8	事業期間終了後の維持管理業務の継続.....	10
第6	特定計量器定期検査業務の委託.....	10
1	総則.....	10
2	特定計量器定期検査業務の内容.....	10
3	委託料.....	10
4	事業計画等.....	11
5	モニタリング.....	11
6	役務保証.....	11
7	事業期間終了後の特定計量器定期検査業務の継続.....	11
第7	法令変更.....	11
第8	契約の終了.....	11
1	瑕疵担保.....	11
2	市による事業者との事業協定関係の終了.....	12
3	市による支払遅延.....	13
4	事業者への要求.....	13
5	損害金.....	13
第9	税金.....	13
第10	不可抗力.....	13
第11	その他.....	14
1	契約上の地位の譲渡.....	14
2	秘密保持.....	14
3	準拠法.....	14
4	管轄裁判所.....	14
5	協議.....	14
6	事業計画等.....	14
7	雑則.....	15
第12	株主の誓約.....	15
第13	銀行団との協議.....	15
参考	別紙に規定すべき事項.....	16

本条件規定書は、千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業（千葉市版 PFI 事業）に係る千葉市（以下「市」という。）と事業者で締結する事業協定（基本契約および建物設計・建設，土地利用，建物賃貸借及び特定計量器定期検査業務委託およびこれらに付随する内容を含む。以下総称して事業協定と呼ぶ）の内容とすべき基本的事項を示したものです。事業協定は，市が募集要項及びその際の配布資料，並びに質問回答書（第 1 回及び第 2 回）及びその際の配布資料（以下これらを「募集要項等」という。）により提示した条件及び事業予定者の提案に基づいて行います。

なお，民間事業施設については，その内容が定まった後に規定されます。また，本件施設への市の入居日等については，募集要項に示した予定スケジュールに基づいて記述されていますが，事業予定者の提案に基づいて決定されるものとします。

第1 用語の定義

本規定書において使用する用語の意義は，次のとおりとする。

- 1 「本件土地」とは，千葉市中央区弁天町 332 番地をいう。
- 2 「本件施設」とは，千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設をいう。
- 3 「事業者」とは，市と事業協定を締結し，本件施設を設計・建設し，開業後事業期間の満了まで，これを所有しその運營業務を行い，合わせて特定計量器定期検査業務を行う株式会社（特別目的会社）をいう。
- 4 「事業期間」とは，市から事業者への土地の引渡しから 30 年間をいう。
- 5 「維持管理業務」とは，千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設を仕様にした使用に供するために必要な業務で，以下の業務をいう。
 - ① 建物保守管理（機能維持のための修繕を含む）
 - ② 設備保守管理（機能維持のための修繕及び運転監視を含む）
 - ③ 清掃業務
 - ④ 保安警備業務
 - ⑤ 環境衛生管理業務
 - ⑥ 植栽処理業務

なお，①と②には大規模修繕および設備の更新をふくむ。

- 6 「不可抗力」とは，暴風，豪雨，高潮，地震，地滑り，落盤，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（仕様および設計図書で基準を定めたものにあつては，当該基準を超えるものに限る）で市および事業者双方の責に帰すことができないものをいう。

第2 本件事業の概要

1 総則

事業者は、事業者の費用負担において、事業協定で定めるところに従い、その提案を基に本件施設を設計・建設し、本件施設の開業後事業期間の満了まで、本件施設を所有しその運營業務を行い、合わせて特定計量器定期検査業務を行う。

2 土地使用

市は、事業者に対し、事業期間中、本件土地について土地使用権を設定する。

3 設計・建設

(1) 設計・建設の事業概要

事業者は、委託若しくは請負の方法により、本件施設を募集要項等及び事業者からの提案に沿って設計・建設し、工事監理業務を行い、並びにその関連業務を行う。

(2) 設計・建設費用及び資金調達

ア 上記3(1)に関連する費用については、すべて事業者が負担する。本件事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

イ 事業者は、本件事業に財政上・金融上の支援が適用されるよう努力し、かかる支援が得られる場合には、これを市が事業者に対して支払う代金の軽減に充当するべく、市と協議するものとする。

(3) 建設場所の管理

本件土地の管理は事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。

(4) 許認可、届出等

ア 事業協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可は事業者がその責任において取得し、維持するものとする。

イ 市は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可取得、届出等に必要な資料の提出について協力する。

ウ 事業者は、市からの要請がある場合は、市による許認可取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

(5) 完工・入居

事業者は平成15年2月末日までに、本件施設を、市が入居作業を開始できる

状態としなくてはならない。

4 本件施設の賃貸借並びに維持及び管理

事業者は、本件施設を市に賃貸し、本件施設の開業後事業期間の満了まで本件施設の維持管理業務を行う。

5 特定計量器定期検査業務の委託

事業者は、市の委託を受けて、本件施設の開業後事業期間の満了まで特定計量器定期検査業務を行う。

第3 土地使用

1 目的地

本件土地

2 土地所有権の種類

建物の所有を目的とする定期借地権とする。

3 期間

土地の引渡しから50年間とする。

4 土地使用料

- (1) 事業協定締結前に行う市による鑑定評価による。以後3年毎に実施する鑑定評価により見直す。
- (2) 市は、事業者が負う上記(1)の土地使用料を、本件施設部分に相当する額につき、その支払いを免除する。

5 本件施設に関する建物買取特約

- (1) 市と事業者は借地契約と一体として、土地の引渡しから30年を経過した日に、事業者から市に対し本件土地上の本件施設を相当の対価をもって売り渡す旨の売

買予約を締結する。かかる売買予約を保全するため、本件施設部分に仮登記を行う。

- (2) 前項の売買予約完結権は、市及び事業者の双方がこれを有する。
- (3) 第1項の相当の対価とは、簿価を基準として定める。
- (4) 市及び事業者のいずれも予約完結権を行使しない場合、市及び事業者は協議の上、以後の借地条件等を決定するものとする。
- (5) 予約完結権が行使された場合において、市は、本件施設が使用可能な状態であることを確認するために検査を行う

第4 設計・建設

1 総則

- (1) 事業者は、募集要項等と自らの提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本件施設の設計を応募者構成員中の設計企業に委託する。
- (2) 事業者は、応募者構成員中の建設企業をして、事業協定に規定する工事を請け負わせ、平成15年2月末日までの工期内に完成させるものとする。
- (3) 仮設、施工方法その他本件施設を完成するために必要な一切の手段については、事業者がその責任において定める。
- (4) 市は、平成13年4月1日までに本件土地を事業者に引き渡す。

2 建設に伴う各種調査

- (1) 事業者は、本件施設建設のための測量・地質調査（市が実施した部分を除く）に関する一切の責任を負い、測量・地質調査の不備、誤謬等から発生する一切の追加費用を負担する。
- (2) 事業者は、本件土地の引渡し前に建設に伴う各種調査等を行う場合には、市に事前連絡の上行うものとする。

3 設計

- (1) 事業者は事業協定の締結後速やかに、事業協定書に添付する基本設計に基づき、建設工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修・平成9年版）を参考として実施設計を応募者構成員中の設計企業に開始させる。事業者は定期的に市により状況の確認を受け、提出した工程表に基づき、実施設計完了時に別紙1の図書を市に提出する。市はこれらの内容の確認を書面により行う。
- (2) 事業者は、設計に関する責任（設計上の間違い及び事業者の設計変更から発生する増加費用を含む。）を負担する。
- (3) 市は、(1)の図書が基本設計に反する場合、事業者に対してその旨を通知する。
- (4) 市は、図書の受領又は事業者に対する通知を行ったことを理由として設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。

4 建設

- (1) 施工計画書等
 - ア 事業者は、応募者構成員中の建設企業が遵守すべき品質確保の方法を明記した施工計画書を市に提出する。
 - イ 事業者は、別紙2の規定に従い、詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成し市に提出の上、これに従って工事を遂行させる。
 - ウ 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備させる。
- (2) 工期の変更
 - ア 市が工期の変更を請求したときは、当該変更の可否は、市と事業者の協議により定める。協議が整わない場合は、市が合理的な工期を定め、事業者がこれに従う。
 - イ 事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できない場合で、工期の変更を請求したときは、市と事業者の協議により定める。協議が整わない場合は、市が合理的な工期を定め、事業者がこれに従う。

5 工期延長の際の処理

- (1) 市の責めに帰すべき事由により市の完工が平成15年2月末日よりも遅れた場合は、市は、その期間の遅れに伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額を、事業者に対して支払うことにより補償する。

- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設への市の入居が平成15年2月末日より遅れた場合は、事業者は、市にかかる遅延より生じる一切の損害・損失（第三者よりのいかなる請求を含む。）を賠償する。

6 市による説明要求及び立会い

- (1) 市は、設計及び建設について、建設開始前及び建設中、事業者に事前に通知した上で、事業者及び応募者構成員中の建設企業に対して説明を求めることができる。
- (2) 事業者は、建設期間中において事業者が行う本件施設の検査若しくは試験について、事前に市に対して通知するものとする。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- (3) 説明要求又は立会いを理由として、市は設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。
- (4) 市は、建設の進捗状況について事業者から報告を受けることができる。市は、市が施行する工事との調節を図るため、事業者と協議するものとする。また、市は、事業者に対して市が必要と認める事項について随時報告を求めることができる。

7 設計変更

- (1) 市は、必要があると認めるときは、書面により設計の変更を事業者に求めることができる。事業者は、変更の請求から15日以内に検討の結果を市に通知しなければならない。
- (2) 市の指示により設計変更する場合においては、かかる変更等が応募提案の範囲を超えており、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、市はその合理的費用を負担する。

8 第三者の使用

- (1) 事業者は、事前に市の承諾を得た場合には、応募者構成員中の設計企業および建設企業以外の者に、設計又は施工を委託し又は請け負わせることができる。
- (2) 第三者が事業者から委託され、又は請け負った設計又は施工についてその他の第三者に委託し又は下請人を使用するときは、事業者は市の同意を得るものとする。

- (3) 委託及び請負人の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、受託者又は請負人等の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

9 工事監理者

- (1) 事業者は応募者構成員中の設計企業を工事監理者として設置し、市へ通知する。
- (2) 工事監理者は建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針（建設大臣官房官庁営繕部監修・平成9年版）を参考として工事監理を行う。
- (3) 工事監理者は市への定期的報告を行い、また市は工事監理者に随時報告を求めることができる。
- (4) 工事監理者は市へ本件施設の完成確認報告を行う。

10 工事の中止

- (1) 市は、必要があると認めるときは、工事の中止の内容を事業者に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。
- (2) 市は、前項の規定により工事の施行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは代金額を変更し、又は、かかる工事中止が事業者の責めに帰すべき場合を除き、事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは事業者に損害を及ぼしたときは、その必要な合理的費用を負担しなければならない。

11 第三者に及ぼした損害

工事の施行については第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。（但し、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについて市が負担する。）また、工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を負担しなければならない。

12 部分使用

- (1) 市は、本件施設の入居前においても、本件施設の全部又は一部を事業者の承諾を

得て使用することができる。

- (2) 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (3) 市は、(1)の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

13 検査及び完工・入居

事業者は、事業者の費用負担において、設計図書に基づいて工事が行われたことの確認及び備品の検査を行い、入居作業を開始できる状況にあることを市に報告する。また市は入居前に自ら本件施設の完工確認及び備品の検査を行うことができる。

14 履行保証

市は、本件施設の完工について、応募者又は事業者の株主の内適当と認める者による金銭的保証又は役務的保証、および応募者中の建設企業に履行保証保険を付保することを求めることができる。

第5 本件施設の賃貸借並びに維持及び管理

1 総則

- (1) 事業者は、完工時から本件施設を市に賃貸する。
- (2) 事業者は、事業者の費用負担で、完工時から事業期間終了まで、事業協定の規定に従って、維持管理業務を行う。
- (3) 事業者は、事業協定に定める条件に従って、維持管理期間中、本件施設を維持及び管理する責任を負い、市は、本件施設の使用の対価として所定の賃借料を支払う。なお、市の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕及び模様替を行った場合、市はこれらに要した費用を負担する。

2 本件施設の賃貸借

- (1) 目的物件
本件施設
- (2) 期間

本件施設の完工時から事業期間満了までとする。

(3) 賃借料

賃借料は、事業費のうち設計、建設に係る初期投資に相当する部分と、事業費のうち同施設の運営に係る部分とする。

前者は物価変動に関わらず支払期間を通じて一定額とし、後者は物価変動を勘案して定める。(後者については、別紙3により算定した額を支払う。)

運営期間中に市の要求する基準を下回る状態となった場合、その面積割合、復旧時間割合等に応じて賃借料を減額する。

なお、市は事業者に対し賃借料の一部として敷金等の一時金は支払わない。

(4) 本件施設に関する建物買取特約との関係

市及び事業者のいずれも第3 5 (1) に定める予約完結権を行使しない場合、市及び事業者は協議の上、以後の賃借条件等を決定するものとする。

3 維持管理期間中の事業者の権利

事業者は、本件施設の運営を行う責任を果たすために、維持管理業者との間で運営管理、保安全管理、警備、又は定期点検を含む維持管理に関する契約を締結する。なお、事業者は、市の同意をもって、維持管理業者を変更することができる。

4 報告

(1) 事業者は、維持管理期間中において行う機器点検、定期点検、修理、補修その他の維持管理のための作業の内容及び市が必要と認める情報について、市に対して報告するものとする。

(2) 事業者は、毎事業年度の維持管理業務計画書(当該事業年度に行う修繕の計画を含む。)を、当該事業年度の開始の60日前までに市に提出し、その確認を受けなければならない。

5 モニタリング

市は提供される維持管理業務のサービスを確保するため、定期的にモニタリングを行い、その合理的費用は市の負担とする。

6 第三者に及ぼした損害

維持管理業務により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。(但し、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては市が負担する。)又、維持管理業務に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を負担しなければならない。

7 役務保証

市は、本件施設の維持管理業務について、応募者又は事業者の株主の内適当と認める者による役務的保証を求めることができる。

8 事業期間終了後の維持管理業務の継続

市及び事業者のいずれも第35(1)に定める予約完結権を行使しない場合、事業者は継続して維持管理業務を提供するものとする。かかる場合、市及び事業者は協議の上、以後の維持管理業務に係る条件等を決定するものとする。

第6 特定計量器定期検査業務の委託

1 総則

市は、事業者に対し、計量法(平成4年法律第51号)第20条に定める指定定期検査機関として、同法第19条に定める特定計量器定期検査業務を行うことを委託する。事業者は、市の同意を得た第三者である指定定期検査機関に再委託することができる。第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

2 特定計量器定期検査業務の内容

- (1) 特定計量器定期検査業務
- (2) 特定計量器定期検査業務に関わる検査手数料の徴収事務
- (3) 特定計量器定期検査業務に使用する分銅の校正
- (4) 基準分銅、実用分銅及び検査設備の管理・整備
- (5) 特定計量器定期検査業務に関するデータの整理
- (6) 検査対象(はかりの使用者・種類・数量等)の把握

3 委託料

委託料は、市が、特定計量器定期検査業務の対価として事業者を支払う。

委託料は、「定額部分」と「歩合部分」からなり、「定額部分」は検査個数に関わらず委託期間を通じて定額とし、「歩合部分」は検査個数に応じて定められる。また、両者ともに物価変動を勘案して定められる。(委託料は、別紙4の式により算定した額を支払

う。)

4 事業計画等

- (1) 事業者は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、市に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 事業者は、毎事業年度経過後3ヵ月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出しなければならない。

5 モニタリング

市は提供される特定計量器定期検査業務のサービスを確保するため、定期的にモニタリングを行い、その合理的費用は市の負担とする。

6 役務保証

市は、特定計量器定期検査業務について、応募者又は事業者の株主の内適当と認める者による役務的保証を求めることができる。

7 事業期間終了後の特定計量器定期検査業務の継続

事業期間終了後、市と合意する場合、事業者は継続して特定計量器定期検査業務を提供するものとする。かかる場合、市及び事業者は協議の上、以後の特定計量器定期検査業務に係る条件等を決定するものとする。

第7 法令変更

事業協定の締結日後において法令が変更されたことにより、本件施設が設計図書に従い建設できなくなり若しくは要求仕様等で提示された条件に従って維持管理できなくなった場合は、事業者は、市に対して当該法令変更の詳細を報告し、市との間で速やかにこれに対応するための設計上の変更、工期日程の変更を含む契約の変更等について協議を行うものとする。この協議にかかわらず、法令変更から60日以内に契約の変更等についての合意が成立しない場合は、市及び事業者は、別紙5に規定する負担割合に応じて費用を負担するものとする。但し、第8 2(4)の規定に基づいて事業協定を終了させる場合は、この限りでない。

第8 契約の終了

1 瑕疵担保

- (1) 第3 5(1)に定める予約完結権が行使された場合において、市は、本件施設に

隠れた瑕疵があったときは、当該瑕疵のために本件施設買受けの目的を達成できない場合に限り予約完結権の行使により成立した売買契約を解除することができる。その他の場合においては、市は、損害賠償の請求のみをなすことができる。

- (2) 前項の規定による解除または損害賠償の請求は、引渡しの日から1年以内に行わなければならない。

2 市による事業者との事業協定の終了

- (1) 本件施設の完工前において次に掲げる場合は、市は、事業者に対して書面により通知した上で、事業者との間で締結する事業協定の全部又は一部を終了させることができる。

- ア 設計・建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計・工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- イ 事業者の責めに帰すべき事由により工期内に本件施設が完成せず、かつ工期経過後60日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- ウ アとイに規定する場合のほか、事業者が事業協定に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (2) 本件施設の完工以降において次に掲げる場合は、市は、事業者に対して書面により通知した上で事業協定上の支払を相当期間を定めて一時停止し、かかる期間中に瑕疵が治癒されない場合は、事業者との間で締結する事業協定の全部又は一部を書面による通知により終了させることができる。

- ア 事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は引き続く1年の間において60日以上、事業者が維持管理業務若しくは特定計量器定期検査業務を行わないとき。
- イ 事業者の責めに帰すべき理由により、事業協定の履行が不能となったとき。
- ウ アとイに規定する場合のほか、事業協定の重大な条項に違反したとき。

- (3) 次に掲げる場合は、市は、事業者に対して書面により通知した上で、市が事業者との間で締結する一切の事業協定を終了させることができる。

- ア 事業者が事業を放棄し、7日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- イ 事業者に係る、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき又はその申立がなされたとき。

- (4) 事業協定の締結後における法令の変更もしくは不可抗力により事業の継続が不能となった場合又は事業協定の履行のために過分の費用を要する場合は、市は、事業者と協議の上、事業協定を終了することができる。

3 市による支払遅延

市が事業協定に基づいて履行すべき支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年 8.25%の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。

4 事業者への要求

- (1) 市は、事業者による事業協定の遂行についてその履行に満足しない場合には、事業者に適切な処置をとることを要求することができる。
- (2) 市は、本件施設の完工後において(1)による要求後もなお事業者の維持管理業務又は特定計量器定期検査業務の履行に満足しない状態が 30 日間継続した場合には、事業協定の全部又は一部を書面による通知により終了させることができる。

5 損害金

- (1) 本件施設の完工前に第 8 2 (1) 又は (3) の規定に基づいて事業協定が終了した場合は、事業者は、本件施設の初期投資額積算の 10 分の 1 に相当する損害金を市に支払うものとする。事業者は、かかる損害金について、応募者又は事業者の株主等市が適切と認める者から、市に対し保証をさせる等十分負担できるべく措置を取るものとする。
- (2) 本件施設の完工後に第 8 2 (2), (3) および 4 (2) の規定に基づいて事業協定が終了した場合は、事業者は市にかかる一切の損害(第三者よりのいかなる請求を含む)を賠償する。なお、この場合市は本件施設を時価にて買い取ることができる。

第9 税金

事業協定に関連して生じる租税は、すべて事業者の負担とする。市は、事業者に対して賃借料、特定計量器定期検査業務委託料(及びそれに対する消費税)を支払うほか、事業協定に関連するすべての租税について別途負担しないものとする。

第10 不可抗力

- 1 不可抗力により事業協定の履行ができなくなったと市または事業者が判断した場合、その内容詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、市と事業者の協議によって不可抗力により事業協定の履行ができなくなったと認定されたときは、市及び事業者は、事業協定に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。但し、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 不可抗力事由が発生した場合は、市及び事業者は速やかに、追加費用を支出し事業を継続するか、清算金の授受により事業を終了するかについて協議を行うものとする。(追加費用の負担割合および清算金の算定については別紙6のとおりとする。)

第11 その他

1 契約上の地位の譲渡

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業協定上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他の処分をしてはならない。なお、本件施設については、本件施設整備事業に関して融資する銀行団のために担保権を設定することができる。但し、かかる担保権は市と事業者との売買予約を保全するための仮登記に順位劣後するものとする。

2 秘密保持

市及び事業者は、互いに相手方の秘密を相手方又は相手方の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は事業協定の履行以外の目的に使用してはならない。

3 準拠法

事業協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

4 管轄裁判所

事業協定に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

5 協議

市と事業者は必要と認める場合は適宜、事業協定に定める対象業務に関する事項等につき協議を行うことができるものとする。

事業協定に関し生ずる一切の紛争について、学識経験者から市及び事業者各自の指名により選任される2名の委員と、かかる委員の合意による指名に基づき選任される委員1名から構成される計3名の委員からなる委員会の斡旋に基づき、市と事業者はその解決のために協議するものとする。

6 事業計画等

- (1) 事業者は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、

市に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- (2) 事業者は、毎事業年度経過後3ヵ月以内に、商法上の大会社に準じた公認会計士による監査済みの、その事業年度の財務書類を作成し、市に提出しなければならない。市はこれを公開できるものとする。
- (3) 事業者は、提案時の事業計画と各期の事業実績の比較内容を財務書類に記載する。市は、同内容につき事業者から説明を受けることができるものとする。

7 雑則

- (1) 事業協定に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び契約終了告知・解約は、書面により行われなければならない。
- (2) 事業協定の履行に関して市事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 事業協定期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

第12 株主の誓約

事業者が本件事業の遂行のため特に設立された法人である場合、その株式は、事前に書面により市の同意を得た場合に限り、これを譲渡・担保設定その他処分することができるものとする。

第13 銀行団との協議

市は、事業者へ本件施設整備事業に関して融資する銀行団と協議する。かかる協議においては概ね以下の事項を定める。

- (1) 市が事業協定に関し、事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の銀行団への事前通知、協議に関する事項。
- (2) 事業者が事業協定に関する権利・義務を銀行団又はその指定する第三者へ譲渡若しくは担保提供する場合の市の承諾に関する事項。
- (3) 銀行団が事業者より担保提供を受けた権利を実行する際の市への事前協議、通知に関する事項。

参考 別紙に規定すべき事項

1 別紙1 設計に伴う提出図書

実施設計に伴う図書一式

2 別紙2 工事工程表

事業者が施工する工事の工程表を記載する。また、事業協定締結後に作成される詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）の提出期限は市と事業者の協議により定めるものとする旨を規定する。

3 別紙3 賃借料中「本件施設の運営に係る部分」の算定式

(a年度における支払額)

$$P_1 + P_2 \times \text{CSP I}_{a-1} / \text{CSP I}_{12}$$

CSP I_x : 企業向けサービス価格指数（総平均）のX年度平均値

P₁ : 固定部分に関する提案価格

P₂ : 変動部分に関する提案価格

4 別紙4 委託料の算定式

(a年度における支払額)

$$(P_3 + \Sigma (P_4 \times \text{検査個数})) \times C P I_{a-1} / C P I_{12}$$

C P I_x: 消費者物価指数(中分類指数の公共サービス料金)のX年度平均
値

P₃: 定額部分に関する提案価格

P₄: 歩合部分に関する提案はかり単価(下記の表の区分による)

検査の対象	提案単価
ア 非自動はかり	
(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
a ひょう量が100キログラム以下のもの	円
b ひょう量が250キログラム以下のもの	円
c ひょう量が500キログラム以下のもの	円
d ひょう量が500キログラムを超えるもの	円
(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね指示はかりのうち直線目盛りのみがあるもの	円
(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる以外のもの	
a ひょう量が100キログラム以下のもの	円
b ひょう量が250キログラム以下のもの	円
c ひょう量が500キログラム以下のもの	円
d ひょう量が1トン以下のもの	円
e ひょう量が2トン以下のもの	円
f ひょう量が5トン以下のもの	円
g ひょう量が10トン以下のもの	円
h ひょう量が20トン以下のもの	円
i ひょう量が30トン以下のもの	円
j ひょう量が40トン以下のもの	円
k ひょう量が50トン以下のもの	円
l ひょう量が50トンを超えるもの	円
(エ) 最小の目盛又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、(ア) から (ウ) までに掲げる金額の2倍の額とする。	
イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	円

5 別紙5 法令変更に係る負担

第7に規定する法令変更に基づいて追加費用が発生する場合の費用負担の割合を指定する。

<u>法令変更</u>	<u>市負担割合</u>
消費税を除く税制	0%
上記以外の法令	100%

6 別紙6 不可抗力に係る負担

第10に規定する不可抗力により追加費用が発生する場合の費用負担の割合を指定する。

追加費用のうち100万円以下：事業者負担

追加費用のうち100万円をこえる部分：市負担

第10に規定する不可抗力の場合の清算金は簿価を基準に算定する。